

営繕事業における働き方改革の主な取組（令和7年度）

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
-------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

営繕事業における働き方改革のより一層の推進（令和7年度）



第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和7年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

完全週休2日の確保

- 「週休2日促進工事」において、「完全週休2日」の確保に向けた取組を推進。
(原則、土日を現場閉所日。ただし、協議により代替曜日への変更可。)
- 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正。
加えて、完全週休2日を達成する場合は現場管理費についても補正。

働き方改革、生産性向上に配慮した仕様書の適用

- 令和7年4月1日より適用する「公共建築工事標準仕様書」等に次の規定を追加。
 - ・受発注者間の円滑な工期変更の協議のため、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告。
 - ・情報共有システムによる書面の提出等や遠隔臨場による情報通信技術の活用。

関係者間調整の更なる円滑化に向けた取組の確実な推進

- 「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」(令和5年3月)について、特に設計に関する取組についての理解を深めるための事例解説を作成。(令和7年3月)
- これを参照しつつ、更なる生産性向上に向けて、関係者間調整の円滑化への取組を引き続き推進。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

建設業の働き方改革に考慮した工期の設定

- 公共建築分野の発注者が連携して建設業の働き方改革を推進するために取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について、建設業団体等にも意見を求めつつ、各省各庁及び地方公共団体とともに見直し。(令和7年7月予定)

営繕工事における週休2日促進工事について

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、**令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進**する。

発注方式

次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況		
	全ての週※2で2日※3以上 (新規)	全ての月で4週8休以上 (月単位の週休2日)	全体で4週8休以上 (通期の週休2日)
I型	受注者が選択※4	必須	必須
II型	受注者が選択	受注者が選択	必須

※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。

※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。

※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。

※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、対象期間の**全ての週で2日以上**の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

対象期間の 現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場 管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- ・ モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- ・ 工事成績評定（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

- (1) 設計条件の明示 (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み
- ①諸条件の整理と適用基準 ②敷地や周辺の状況 ①設計業務プロセス管理 ②図面の整合性 ③設計段階における施工条件の確認 ④指定仮設の確認

【2.施工段階】

- (1) 余裕期間の設定 (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 (3) 納まり等の調整※2の効率化 (4) 情報共有や検討等の迅速化 (5) 設計図書の変更への対応
- ※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）